

議案第 3 2 号

高齢者福祉関係事業の取扱いについて

高齢者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- 4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
- 5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
- 6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後 1 年間、地域限定で実施する。
- 7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。
- 8 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

協定項目	高齢者福祉関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。 4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。 5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。 6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後1年間、地域限定で実施する。 7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。 8 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
人口等					平成16年3月末
住民基本台帳人口	448,051 人	30,809 人	9,818 人	35,436 人	
65歳以上人口	72,359 人	4,499 人	1,997 人	4,992 人	
高齢化率	16.2%	14.6%	20.3%	14.1%	
各種事業実施の状況					
地域型在宅介護支援センター運営事業					宇都宮市を基準に調整
配食サービス		×		×	宇都宮市を基準に調整
高齢者の住宅改修補助事業			×		宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
敬老会開催				宇都宮市を基準に調整
長寿祝記念品贈呈事業				宇都宮市を基準に調整
スポーツ広場整備補助	×	×		宇都宮市を基準に調整
生きがい対応型デイサービス事業	×			宇都宮市を基準に調整
高齢者等ホームサポート事業	×	×		宇都宮市を基準に調整
はいかい高齢者等家族支援事業	×	×		宇都宮市を基準に調整
はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者短期宿泊事業				宇都宮市を基準に調整
ひとり暮らし高齢者日常生活用具給付事業（補助対象）				宇都宮市を基準に調整
ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業(単独分)及び老人等福祉車購入助成事業		×	×	宇都宮市を基準に調整
福祉電話設置事業		×	×	宇都宮市を基準に調整
福祉補聴器交付事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者外出支援	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣				宇都宮市を基準に調整
養護老人ホーム入所措置				宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
地域ケア会議				宇都宮市を基準に調整
敬老祝金の支給		×		宇都宮市を基準に調整
在宅高齢者家族介護慰労金				宇都宮市を基準に調整
介護予防教室				宇都宮市を基準に調整
老人医療給付・支給事業				宇都宮市を基準に調整
老人福祉センター管理運営				合併までに方向付けを行い、速やかに調整
基幹型在宅介護支援センター事業		×	×	合併までに方向付けを行い、速やかに調整
シルバー人材センター支援				合併までに方向付けを行い、速やかに調整
ひとり暮らし高齢者安心ネットワークシステム事業	×	×	×	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
福祉タクシー料金助成 ×	×	×		廃止の方向で調整
ひとり暮らし高齢者招待事業 ×	×	×		廃止の方向で調整 (社協の事業対応)
家族介護者ヘルパー受講支援事業 ×	×	×		廃止の方向で調整
介護用品支給 ×		×		廃止の方向で調整 (介護保険特別給付対応)
家族介護者交流事業 ×		×		廃止の方向で調整
心配ごと相談事業 ×		×		廃止の方向で調整 (社協の事業対応)

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 なし (社協が類似事業を実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者及び要介護4以上の高齢者等 ・寝具類等の洗濯乾燥消毒 ・利用者負担 630 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者，高齢者夫婦世帯，寝たきり高齢者等 ・寝具類等の洗濯乾燥消毒 ・利用者負担 1 割 	なし (社協が類似事業を実施)	合併までに方向付けを行い，新市において実施
理美容サービス事業 なし (社協が類似事業を実施)	なし (社協が類似事業を実施)	なし (社協が類似事業を実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の寝たきり高齢者，重度の痴呆性高齢者，ねたきりの重度身体障害者 ・4,000 円の利用券を 4 枚交付 	合併までに方向付けを行い，新市において実施
緊急通報装置給付貸与事業 <ul style="list-style-type: none"> ・直営（市消防） ・利用者の買取方式 ・設置時の利用者負担あり ・通報先 消防 ・682 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・直営（石橋消防） ・リース方式 機器は町所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 消防 ・48 台 安否確認・緊急通報システム貸与 <ul style="list-style-type: none"> ・委託（株式会社アスク進共） ・センサーにより 24 時間反応がないと委託先に通報が入る ・18 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託（安全センター(株)） ・リース方式 機器は安全センター所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 安全センター ・39 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託（安全センター(株)） ・リース方式 機器は安全センター所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 安全センター ・68 台 	合併までに方向付けを行い，新市に移行後，概ね 3 年を目途に調整する。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
<p>老人クラブ運営費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人宇都宮市老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 30～49人・・・43,200円 50～79人・・・48,000円 80人～・・・57,600円 ・単位老人クラブ 390クラブ ・会員数 19,794人 	<ul style="list-style-type: none"> ・上三川町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 20～39人・・・20,000円 40～49人・・・30,000円 50人～・・・40,000円 会員割1人あたり500円 ・単位老人クラブ 53クラブ ・会員数 2,616人 	<ul style="list-style-type: none"> ・上河内町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 30人以下・・・10,000円 30人以上・・・20,000円 会員割1人あたり720円 ・単位老人クラブ 19クラブ ・会員数 762人 	<ul style="list-style-type: none"> ・河内町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 一率 27,000円 会員割1人あたり600円 ・単位老人クラブ 34クラブ ・会員数 1,313人 	<p>当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。</p>
<p>移送サービス事業</p> <p>なし</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援以上の高齢者。視覚又は肢体に障害を有する身体障害者 ・福祉車両による医療機関・公共施設への移送サービス ・利用者負担 1キロメートル当たり20円 ・委託（町社会福祉協議会） 	<p>なし</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ</p>

高齢者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

イ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 高齢者福祉事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 援助老人サービス事業のうち、雪下ろし、除草等の軽度生活援助については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(2) 豊野町のミニデイサービス事業及び鬼無里村のふれあいデイサービス事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(3) 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町及び戸隠村の高齢者移送サービス事業については、現行のとおりとし、運行方法等について合併後に調整する。

(4) 緊急通報システム設置事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(5) 大岡村の配食サービス事業については、長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業で対応し、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の配食サービスについては、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する

(6) 老人保養施設利用事業については、豊野町の制度は廃止し、鬼無里村の制度は、現行のとおりとし、合併後に新たな制度を検討する。

2 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、合併後に新たな計画を策定する。

3 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の高齢者生活福祉センター運営事業については、現行のとおりとし、対象者、料金等について合併後に調整する。

4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の在宅介護支援センターは、長野市の地域型在宅介護支援センターに位置付ける。

ウ 堺市の例（平成17年2月1日合併予定 編入 1市1町）

高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に取り扱い、計画の見直し時に統合を図る。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は平成17年3月31日までサービスを受けていた者とする。
- 3 高齢者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 4 優待入浴券交付事業等については、平成17年度に廃止するものとする。
- 5 - 1 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定する。
- 5 - 2 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。
新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。